

## 後付け急発進等抑制装置設置補助金

高齢運転者の交通事故防止のため、自動車の後付け急発進等抑制装置を設置するための経費（自己負担額）の一部を補助しています。

補助対象者	以下のすべてに該当する方 ・笠松町に住民登録がある75歳以上の方（昭和21年4月1日以前に生まれた方） ・自動車（自動二輪を除く）の運転免許証を保有する方 ・装置を設置する自動車の車検証に記載されている方 ・自動車税や町税などの滞納がない方
条件	・自家用自動車で、転売を目的とした自動車でないこと ・国土交通省が認定（先行個別認定など）した自動車の後付け急発進等抑制装置で、令和2年4月15日～令和3年2月28日に設置されたものであること
補助金額	装置設置経費に対し、1台1万円（1人1回限り） ※経費が1万円を下回る場合は経費の額（千円未満切捨て）
申請期限	令和3年3月15日 ※予算不足のおそれがあるときは受付を中止することができます
必要書類	・補助金交付申請書兼実績報告書（建設課で配布または町ホームページからダウンロード可能） ・申請者の運転免許証の写し ・装置を設置した自動車の車検証の写し ・装置設置経費の支払いのわかるもの（領収書の写し）

申込窓口建設課 ☎388-1117

## 建築物の耐震化促進に伴う助成

町では地震に備えるため、昭和56年5月31日以前に着工された木造一戸建て住宅の耐震診断を希望される方に、無料で専門家を派遣し、耐震診断と耐震補強のアドバイスを受けられる制度を設けています。

また、昭和56年6月1日以降に着工された木造住宅の耐震診断と、昭和56年5月31日以前に着工された木造以外の建築物の耐震診断、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震補強または、耐震シェルターなどの設置にかかる費用の一部を助成する制度を設けています。

申込期間 5月7日（木）～12月28日（月）

申込窓口建設課 ☎388-1117

## 工業統計調査などの実施

工業統計調査と岐阜県輸出関係調査を6月1日基準で実施します。対象事業所には、6月上旬までに調査員が伺いますので、ご協力をお願いします。

**対象** 【工業統計調査】製造業を営む従業者4人以上の事業所／【岐阜県輸出関係調査】工業統計調査の対象事業所で、製品などを原形のまま輸出している事業所

**回答** 調査票は、インターネットまたは郵送で回答してください。  
問企画課 ☎388-1113

## 消防団協力事業所表示制度

消防団協力事業所表示制度は、消防団の活動に積極的に協力している事業所などを「消防団協力事業所」に認定し、表示証を交付する制度です。

認定事業所になると、地域への貢献、事業所のイメージアップを図ることができるほか、法人や個人の事業税を減税する県の制度「消防団協力事業所支援減税制度」の要件の1つを満たすことができます。



消防団協力事業所表示マーク

認定基準や申請方法などの詳細は[こちら](#)▶



申込窓口総務課 ☎388-1111